

-
- 種 別 : 団体
 - 法人名 : 株式会社 衛星ネットワーク
 - 部 署 : 業務本部
 - 役 職 : 取締役 業務本部長
 - 氏 名 : 川口 好彦
-

■コメント:

リース会計に関する論点の整理のコメント

1. リース会計基準改訂の必要性和 A S B J がコンバージェンスを進めるとした場合の対象となる財務諸表について

(1)リース会計基準改訂の必要性

現リース会計基準の問題点は、オペレーティングリースと分類される取引について、資産・負債が計上されないことであり、この問題についての改善は望ましいがリース会計基準全体を改訂する必要はない。

(2)A S B J がコンバージェンスを進めるとした場合の対象となる財務諸表

論点整理第2項において、対象となる財務諸表について、連結、個別双方とするか、連結先行とするか、議論していないとあるが、コンバージェンスを進める中で、わが国の個々の会計基準の改訂を IFRS に沿って推進することは慎重に対応すべきである。

2. 質問に対する回答

(1)借手の会計処理について

・リース取引の中には、支払リース料を契約期間にわたって費用として認識する会計処理が多く含まれる。すべてのリース取引を使用権モデルとして適用することは適切ではない。

・オペレーティング・リース取引について、支払リース料を元本と利息に分離するのは実務上困難であるため、支払利息を認識せずに、支払リース料と同額の費用計上を認めるべきである。

(2)貸手の会計処理について

・賃貸借処理が適切なリース取引もあるため、多様なリース取引に対して履行義務アプローチと認識中止アプローチのみを適用することは適切ではない。

(3)短期間のリースについて

・現行リース会計基準においては、「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引」について、賃貸借処理が容認されている、この取扱いは無効であり、重要性の乏しいリースの賃貸借処理を継続すべきである。

また、有形固定資産及び無形固定資産の合計額に占めるリース資産の割合が 10%未満である場合、簡便な会計処理が認められている。これも借手の資産に重要な影響を与えとは考えられないことから、固定資産に対して、重要性の乏しいリースの賃貸借処理を認めるべきである。

(4)更新オプション等の取扱いについて

- ・ 実務上の問題として、更新オプション行使の可能性を見積もることは実務上極めて困難であり、こうした煩雑な会計処理は極めて負担が大きい。

以上